V．誰もが学べ、個性を誇れるまちづくり

社会環境の変化や時代の要請に応えることができ、国際社会にも通用する個性豊かな人材育成を図るため、誰もが学べる教育環境を整備し、地域資源を活用した特色ある教育活動を推進します。また、地域固有の文化を保存・継承する活動を支援し、まちの個性のさらなる醸成を図るとともに、生涯学習や社会体育など様々な活動を通じてあたたかな交流が行われるまちづくりを推進します。

国際交流事業	担当課	企画政策室		事業費	5,350 千円（前年度　6,657 千円）
	財源	国		内訳	マグナホームステイ派遣　4,940 千円
		県			マグナ学生受入　410 千円
		町債			
		町	3,416 千円		
		他	1,934 千円		

アメリカ合衆国のソルトレイク郡マグナと平成 16 年から学生のホームステイを主として相互交流を行っています。昨年は姉妹都市提携 1 周年を記念してマグナで桜の植樹式が行われました。今年度も、マグナとの相互交流の予算を計上しています。

文教施設整備	担当課	教育課		事業費	349,658 千円（前年度　2,091,624 千円）
	財源	国		内訳	文教施設整備　318,356 千円
		県			備品購入　20,000 千円
		町債			開校式　300 千円
		町			その他　11,002 千円
		他	349,658 千円		

今年度 4 月に小中学校が開校した湯沢学園ですが、来年度の保育園の開園に向けて今後も施設整備事業を実施します。

教育委員会費・事務局管理費	担当課	教育課		事業費	10,733 千円（前年度　22,468 千円）
	財源	国		内訳	教育委員会関係費　1,141 千円
		県			特別支援学校業務委託（南魚沼市）　837 千円
		町債			南魚沼市学習指導センター負担金　5,404 千円
		町	10,733 千円		その他各種補助金・負担金　1,880 千円
		他			その他　1,471 千円

教育委員会及び学校教育全般にかかる予算を計上しています。学校統合に向け教育課程や指導内容等を検討するために、平成 23 年度から新潟県教育委員会より管理指導主事の派遣を受け、教育課に配置し事業を実施しています。

就学奨励費	担当課	教育課		事業費	30,427 千円（前年度　30,506 千円）
	財源	国	45 千円	内訳	奨学金　30,000 千円
		県			幼稚園就園奨励費　211 千円
		町債			特別支援学校就学費　216 千円
		町	382 千円		
		他	30,000 千円		

経済的な理由により就学が困難な者に対して学資の一部を無利息で貸与し、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とした制度を実施しています。その他に、幼稚園就園奨励費、特別支援学校の就学費を計上しています。

教職員住宅管理費	担当課	教育課		事業費	3,549 千円（前年度　3,104 千円）
	財源	国		内訳	光熱水費　252 千円
		県			修繕料　600 千円
		町債			雪対策費　570 千円
		町			消雪井戸ポンプ入替　2,000 千円
		他	3,549 千円		その他　127 千円

教職員住宅の維持管理費を計上しています。現在、大野原に 3 棟の施設があります。

学校給食事業費	担当課	教育課		事業費	94,538 千円（前年度　97,789 千円）
	財源	国		内訳	材料費　32,428 千円
		県			調理員等派遣　34,245 千円
		町債			備品購入費　7,800 千円
		町	61,402 千円		燃料費　6,108 千円
		他	33,136 千円		その他　13,957 千円

湯沢町学校給食センターでは、町内の小中学校の児童・生徒・先生分の給食を作っています。

学園振興費	担当課	教育課		事業費	18,885 千円（　新規事業　）
	財源	国		内訳	心の教室相談員賃金　1,395 千円
		県			燃料費　10,048 千円
		町債			修繕料　1,042 千円
		町	18,885 千円		複写機等保守点検　1,580 千円
		他			その他　4,820 千円

小学校と中学校で共通して必要となる日常的な教育活動のための予算を計上しています。

小学校振興費	担当課	教育課		事業費	4,988 千円（前年度　39,782 千円）
	財源	国		内訳	消耗品費　1,920 千円
		県			教材費　600 千円
		町債			バス運転委託料　1,060 千円
		町	4,976 千円		学力テスト等　271 千円
		他	12 千円		その他　1,137 千円

小学校での日常的な教育活動のための予算を計上しています。平成 26 年 4 月現在の児童数は、343 人です。

中学校振興費	担当課	教育課		事業費	4,668 千円（前年度　27,310 千円）
	財源	国		内訳	消耗品費　2,419 千円
		県	114 千円		教材費　665 千円
		町債			バス運転委託料　500 千円
		町	4,554 千円		学力テスト等　440 千円
		他			その他　644 千円

中学校での日常的な教育活動のための予算を計上しています。平成 26 年 4 月現在の生徒数は、188 人です。

学園管理費

担当課	教育課		事業費	77,565 千円（ 新規事業 ）	
財源	国	4,229 千円	内訳	光熱水費	21,789 千円
	県			通学タクシー・バス委託料	15,685 千円
	町債			外国語指導助手（ＡＬＴ）	9,548 千円
	町	73,336 千円		学園施設修繕等	4,820 千円
	他			その他	25,723 千円

小学校と中学校で共通して必要となる管理等全般にかかる予算を計上しています。

小学校管理費

担当課	教育課		事業費	17,234 千円（前年度 47,803 千円）	
財源	国	1,048 千円	内訳	特別支援学級等介助員賃金	8,631 千円
	県	293 千円		遠距離通学費補助金	3,890 千円
	町債			就学援助費	3,134 千円
	町	15,737 千円		その他	1,579 千円
	他	156 千円			

小学校の管理等全般にかかる予算を計上しています。

中学校管理費

担当課	教育課		事業費	11,904 千円（前年度 17,695 千円）	
財源	国	155 千円	内訳	特別支援学級等介助員賃金	3,453 千円
	県	211 千円		遠距離通学費補助金	698 千円
	町債			校外大会参加費補助金	1,000 千円
	町	11,451 千円		就学援助費	4,372 千円
	他	87 千円		その他	2,381 千円

中学校の管理等全般にかかる予算を計上しています。

社会教育総務費

担当課	教育課		事業費	2,168 千円（前年度 631 千円）	
財源	国		内訳	生涯学習推進プラン策定	1,500 千円
	県			社会教育委員会委員報酬	142 千円
	町債			各種負担金・補助金	222 千円
	町	1,868 千円		美術館建設基金利子積立	50 千円
	他	300 千円		その他	254 千円

事務費等の社会教育全般にかかる予算を計上しています。湯沢学園が開校し湯沢町の教育体制が整ったので、第 2 期「生涯学習推進プラン」を策定し、心豊かに潤いのある充実した生活を送るための生涯学習を推進していきます。

講座事業費

担当課	教育課		事業費	498 千円（前年度 498 千円）	
財源	国		内訳	講師報償	310 千円
	県			消耗品費	80 千円
	町債			修繕料	30 千円
	町	298 千円		その他	78 千円
	他	200 千円			

公民館講座では、生涯学習の課題である「自分の自発的意思」で学ぶサークル活動の足がかりとして、初心者を対象にどなたでも気軽に受講できる各種講座を開設しています。

公民館管理費	担当課	教育課		事業費	28,019 千円（前年度　31,888 千円）	
	財源	国		内訳	燃料・光熱水費	3,618 千円
		県			設備等保守点検	2,541 千円
		町債			宿日直・清掃・警備	5,779 千円
		町	27,256 千円		湯沢町公民館設備改修工事	8,700 千円
		他	763 千円		その他	7,381 千円

湯沢町公民館及び浅貝分館の維持管理費を計上しています。今年度は湯沢町公民館の冷房配水管の改修工事を行います。

公民館事業費	担当課	教育課		事業費	4,566 千円（前年度　3,121 千円）	
	財源	国		内訳	事務補助員賃金	1,777 千円
		県			図書購入	1,200 千円
		町債			消耗品費	911 千円
		町	4,566 千円		図書システム保守・使用料	310 千円
		他			その他	368 千円

図書室の運営や成人式等の公民館が主催する各種事業の費用を計上しています。図書システムの稼働により公民館図書室と学校図書館を連携させ、利便性の向上と利用促進を図ります。

地区館事業費	担当課	教育課		事業費	3,208 千円（前年度　3,320 千円）	
	財源	国		内訳	地区館長・分館長報酬	1,780 千円
		県			講師報償	100 千円
		町債			消耗品費	678 千円
		町	3,208 千円		保険料	426 千円
		他			その他	224 千円

地域コミュニティ活動を推進し、地域の振興を図るための費用を計上しています。

全国童画展事業費	担当課	教育課		事業費	5,547 千円（前年度　6,155 千円）	
	財源	国		内訳	入賞者賞金	1,100 千円
		県			審査員等報償	690 千円
		町債			印刷製本費	747 千円
		町	4,907 千円		パリ展関係費	1,420 千円
		他	640 千円		その他	1,590 千円

日本童画の父 川上四郎記念「越後湯沢全国童画展」を開催し「童画のまち湯沢」を全国にアピールしていきます。今年度はフランスパリで童画展を開催し、海外へも童画の魅力を発信します。

文化財保護一般管理費	担当課	教育課		事業費	1,154 千円（前年度　1,164 千円）	
	財源	国		内訳	新潟県指定文化財防犯設備管理費補助金	152 千円
		県			新潟県指定文化財除雪費補助金	300 千円
		町債			湯沢町指定文化財除雪費補助金	200 千円
		町	1,154 千円		修繕料	94 千円
		他			その他	408 千円

町内の各種指定文化財の保護・保全に努めるとともに、町史編さん事業で調査された重要な文化財の保護について検討していきます。

資料館管理費	担当課	教育課		事業費	9,854 千円（前年度　10,946 千円）
	財源	国		内訳	指定管理料　9,000 千円
		県			修繕料　500 千円
		町債			土地借上料　270 千円
		町	9,854 千円		その他　84 千円
		他			

湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」は、昨年度から指定管理者制度により湯沢町観光協会が運営しています。

青少年対策費	担当課	教育課		事業費	6,382 千円（前年度　6,504 千円）
	財源	国		内訳	青少年育成センター指導員・青少年問題協議会委員報酬　308 千円
		県	240 千円		社会教育指導員賃金　2,106 千円
		町債			スキーリフト共通乗車証購入補助金　2,200 千円
		町	6,142 千円		青年海外研修等補助金　400 千円
		他			その他　1,368 千円

子どもたちの健やかな成長を、地域ぐるみで育む環境をつくります。

生涯スポーツ推進費	担当課	教育課		事業費	11,757 千円（前年度　10,960 千円）
	財源	国		内訳	湯沢町総合型地域スポーツクラブ運営費等補助金　7,615 千円
		県			ジュニアスキー選手育成会活動費補助金　1,800 千円
		町債			湯沢町体育協会活動費補助金　1,000 千円
		町	11,757 千円		スポーツ全国大会出場激励金　230 千円
		他			その他　1,112 千円

「総合型地域スポーツクラブ」では、子どもから高齢者までより多くの人が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽にスポーツや文化活動と接することができるような環境づくりを目指し、各種教室やイベントを開催しています。今後も健康の保持増進や体力向上とスポーツやレクリエーション、文化活動を通じて地域の交流と活性化を図ります。

Ⅵ．持続可能な自立したまちづくり

税収の確保と効率的な行政運営を図るとともに、まちづくりの方向性に合致した戦略的な投資を行い、高齢社会・人口減少時代に対応した合併せずとも持続可能なまちづくりを推進します。また、まちづくりの方向性を地域全体で共有し、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、地域課題の解決に向けて連携・協力して取り組むまちづくりを推進します。

湯沢町まちづくり基本条例	担当課	総務課	事業費	―
	財源	―	内訳	―

地方のことは地方で決定するという「地方分権行政」が主流となりつつあるなか、「これからのまちのあるべき姿」を町民、地域の団体、企業、議会及び行政が共に協力して施策を考え、地域全体でその施策を実践していくという「協働のまちづくり」の観点から平成 23 年に制定された本条例。まちづくりにおける町民、議会、行政などのそれぞれの役割を明確にするとともに、お互いが最良のパートナーとしての関係を築き、協働してまちづくりに携わることを定めています。
※全文を 42・43 ページに掲載してあります。

国土調査費	担当課	産業観光課		事業費	23,664 千円（前年度　20,105 千円）
	財源	国		内訳	地籍調査　14,530 千円
		県	12,330 千円		公共用地境界復元　4,000 千円
		町債			調査図素図等作成　700 千円
		町	11,329 千円		システム使用料　1,040 千円
		他	5 千円		その他　3,394 千円

国土調査（地籍調査）とは、国土調査法に基づく土地の調査のことです。一筆ごとの土地について所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界と面積を測量します。

職員の資質向上	担当課	総務課		事業費	400 千円（前年度　400 千円）
	財源	国		内訳	職員自主研修補助金　400 千円
		県			
		町債			
		町	400 千円		
		他			

職員の資質向上のため、これまでの研修機関での研修や外部機関への研修及び内部研修をさらに充実させるとともに、職員が自主的に行う研修への支援を充実し、行政課題の研究やまちづくりの推進に対する啓発意欲を高めるように努めます。

人員適正化	担当課	総務課	事業費	―
	財源	―	内訳	―

平成 17 年策定の定員適正化計画では、9 年間で 30 人の職員数削減を実施し、平成 25 年の職員数を 155 人とする目標を定めました。しかし、事務事業の民営化・民間委託等の推進、早期退職者の増加と新規採用の抑制などにより、平成 22 年の段階で既に 152 人となりました。このことから、平成 22 年に計画内容を見直しており、さらなる積極的な民間委託や公民館等への指定管理者制度の導入などを前提として、平成 28 年度までに職員数を 130 人とする新たな計画を定めています。平成 26 年 4 月 1 日現在の職員数は 138 人です。

事務事業評価の実施	担当課	企画政策室	事業費	―
	財源	―	内訳	―

年々厳しくなる財政状況に対し、様々な事務や事業を効果的・効率的に実施するとともに町民のみなさんへ説明責任を果たすために、平成 24 年度より事務事業の目的、効果、費用を評価し、改善していく事務事業評価システムを導入しています。また、町行政の透明化を図る観点からその結果を公表します。

徴収費	担当課	税務課		事業費	26,161 千円（前年度　12,527 千円）
	財源	国		内訳	システム保守・改修　15,669 千円
		県	19,800 千円		通信運搬費　3,004 千円
		町債			窓口納付取扱手数料　2,943 千円
		町	5,161 千円		インターネット公売システム使用料　300 千円
		他	1,200 千円		その他　4,245 千円

町税収入は、平成 24 年度決算で収入全体の約 6 割を占める大切な財源ですが、平成 24 年度の収入未済額が約 11 億円と滞納が大きな問題となっています。新たな滞納の発生･滞納額増加防止のため、早期の納付勧告、臨戸徴収、納税相談などを行うとともに、滞納者に対する実態調査の徹底、新潟県地方税徴収機構との連携や、差押え・公売等の滞納処分により、税収の確保に努めます。

徴収嘱託員費	担当課	税務課		事業費	14,483 千円（前年度　14,409 千円）
	財源	国		内訳	徴収嘱託員賃金　12,455 千円
		県			東京事務所借上料　975 千円
		町債			通信運搬費　399 千円
		町	14,483 千円		その他　654 千円
		他			

リゾートマンション等を多く抱える湯沢町は、首都圏の滞納者に対応すべく東京事務所を設置し、東京都税事務所 OB が 3 名勤務しています。あわせて、町内対応も 3 名（国民健康保険料 1 名含む）配置し、計 6 名が納付勧告、臨戸徴収などを行っています。

Ⅶ. 行政サービス・行政機能

選挙や議会に関する経費や、税金の課税、戸籍・住民登録等に関する経費など行政機能によるものや統計調査、情報化、労働対策、借入金の返済等に関する経費を挙げています。

選挙費	担当課	総務課		事業費	1,829 千円（前年度　12,019 千円）
	財源	国		内訳	職員手当　302 千円
		県	1,480 千円		各種委員報酬　262 千円
		町債			消耗品費　140 千円
		町	284 千円		その他　1,125 千円
		他	65 千円		

選挙管理委員会の運営にかかる費用のほか、平成 27 年度県知事選挙のための費用等を計上しています。

議会費	担当課	議会事務局		事業費	64,789 千円（前年度　64,147 千円）
	財源	国		内訳	議員人件費　57,688 千円
		県			議会報作成・折込　1,277 千円
		町債			議事録翻訳　1,024 千円
		町	64,789 千円		議会音声配信　432 千円
		他			その他　4,368 千円

議員の報酬や、議会の運営にかかる予算を計上しています。

賦課費	担当課	税務課		事業費	28,855 千円（前年度　39,031 千円）
	財源	国		内訳	固定資産評価・土地鑑定　12,372 千円
		県	19,800 千円		通信運搬費　4,026 千円
		町債			印刷製本費　2,641 千円
		町	8,423 千円		過誤納還付金　5,000 千円
		他	632 千円		その他　4,816 千円

町民税や固定資産税などの町税の課税にかかる予算を計上しています。

固定資産評価審査委員会費	担当課	監査委員事務局		事業費	88 千円（前年度　88 千円）
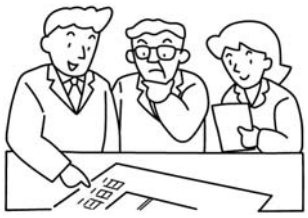	財源	国		内訳	固定資産評価委員報酬　55 千円
		県			消耗品費　5 千円
		町債			その他　28 千円
		町	88 千円		
		他			

固定資産評価審査委員会は、市町村に置かれる行政委員会であり、その職務は市町村長とは独立した中立的･専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査及び決定その他の事務を行います。

戸籍住民基本台帳費	担当課	町民課		事業費	12,199 千円（前年度　14,756 千円）
	財源	国	171 千円	内訳	システム等運用経費　10,342 千円
		県	13 千円		消耗品費　394 千円
		町債			その他　1,463 千円
		町	8,645 千円		
		他	3,370 千円		

戸籍・住民登録・印鑑登録などの届出の受付や戸籍謄（抄）本・住民票・印鑑登録証明書等の発行事務を行います。

統計調査費	担当課	総務課		事業費	2,580 千円（前年度　464 千円）
	財源	国		内訳	調査員報酬　1,781 千円
		県	1,929 千円		消耗品費　167 千円
		町債			臨時職員賃金　439 千円
		町	651 千円		その他　193 千円
		他			

今年度は、農業センサス、経済センサス、来年度の国勢調査の事前準備にかかる予算を計上しています。

情報化推進費	担当課	総務課		事業費	57,127 千円（前年度　43,069 千円）
	財源	国	150 千円	内訳	システム運用経費　26,726 千円
		県	254 千円		通信運搬費　8,700 千円
		町債			社会保障・税番号制度導入　10,000 千円
		町	55,673 千円		情報機器等保守　6,963 千円
		他	1,050 千円		その他　4,738 千円

今年度は、地図情報やホームページ等のシステム入替え、社会保障・税番号制度導入のための予算を計上しています。

労働対策費	担当課	産業観光課		事業費	2,822 千円（前年度　3,951 千円）
	財源	国		内訳	職業訓練業務委託（南魚沼市）　2,822 千円
		県			
		町債			
		町	2,822 千円		
		他			

労働者のスキルアップを応援する予算を計上しています。

公債費	担当課	総務課		事業費	100,887 千円（前年度　92,081 千円）
	財源	国		内訳	元金償還金　79,822 千円
		県			利子　21,065 千円
		町債			
		町	93,323 千円		
		他	7,564 千円		

大規模事業を行う際に借り入れた町債の償還金と利子を計上しています。

監査委員費	担当課	監査委員事務局		事業費	1,659 千円（前年度　1,661 千円）
	財源	国		内訳	報酬　1,100 千円
		県			消耗品費　287 千円
		町債			その他　272 千円
		町	1,659 千円		
		他			

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法の規定により設置されている執行機関です。町が行っている事業等について財務会計事務等が正しく行われているか、町長から独立した立場で監査しています。湯沢町では優れた見識を有する者から1名、議員から1名の計2名が職務を執行しています。

町有財産管理費	担当課	総務課		事業費	32,074 千円（前年度　29,813 千円）
	財源	国		内訳	光熱水費　6,337 千円
		県			庁舎警備　5,832 千円
		町債			地域集会施設建設費補助金　500 千円
		町	27,947 千円		中子町有地水質検査　1,400 千円
		他	4,127 千円		その他　18,005 千円

町が有する財産（土地・建物）管理にかかる費用を計上しています。

基金管理費	担当課	総務課		事業費	1,786 千円（前年度　2,484 千円）
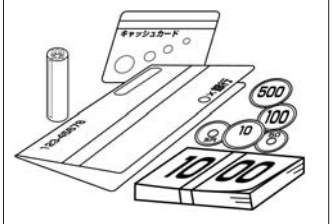	財源	国		内訳	各種基金利子積立　1,195 千円
		県			公共事業基金地区協議会補助金　550 千円
		町債			その他　41 千円
		町	41 千円		
		他	1,745 千円		

湯沢町が管理・所有する基金に関する費用を計上しています。

湯沢高原ロープウエイ施設管理費	担当課	総務課		事業費	108,059 千円（前年度　128,784 千円）
	財源	国		内訳	大規模改修負担金　46,399 千円
		県			施設整備　31,300 千円
		町債			施設修繕　3,900 千円
		町	102,180 千円		花植栽等　3,800 千円
		他	5,879 千円		その他　22,660 千円

今年度はガレバハウスの建替工事を行い、施設の魅力アップを図ります。

旧学校施設等管理費	担当課	総務課		事業費	9,937 千円（ 新規事業 ）
	財源	国		内訳	光熱水費 4,620 千円
		県			施設警備 571 千円
		町債			清掃・点検業務 1,971 千円
		町	9,937 千円		除雪対策 1,311 千円
		他			その他 1,464 千円

小中学校の統合に伴い廃校となった小学校等の施設管理に関する費用を計上しています。

路線バス運行補助金	担当課	企画政策室		事業費	27,680 千円（前年度 20,748 千円）
	財源	国		内訳	路線バス運行補助金 27,680 千円
		県	175 千円		
		町債			
		町	27,505 千円		
		他			

町内間及び町内から町外間を運行する路線バスの運行費用を補助し、生活交通の確保を図ります。

湯沢こころのふるさと基金	担当課	企画政策室		事業費	600 千円（前年度 599 千円）
	財源	国		内訳	積立金 500 千円
		県			消耗品費 50 千円
		町債			クレジットカード納付手数料 50 千円
		町	100 千円		
		他	500 千円		

ふるさと納税とは、ふるさと（出身地に限らず、応援したいと思う地域）の県や市町村を「寄付金」という形で応援することができる制度のことです。平成 25 年度は、21 名の皆様から 1,778 千円の寄付をいただきました。

後期総合計画策定事業	担当課	企画政策室		事業費	2,682 千円（ 新規事業 ）
	財源	国		内訳	総合計画審議会委員報酬等 183 千円
		県			計画策定業務委託等 2,499 千円
		町債			
		町	2,682 千円		
		他			

平成 23 年度から始まった前期総合計画が平成 27 年度で終了するため、本年度と来年度の 2 年をかけて、平成 28 年度から 5 年間の後期総合計画を策定します。総合計画は、今後の湯沢町をつくる基本的な方向性を定める重要な計画です。

各担当課連絡先一覧

総務課	☎ 784 － 3451	地域整備課	☎ 784 － 4852
企画政策室	☎ 784 － 3454	上下水道課	☎ 784 － 4853
税務課	☎ 784 － 3452	教育課	☎ 784 － 2211
町民課	☎ 784 － 3453	健康福祉課	☎ 784 － 4560
産業観光課	☎ 784 － 4850	議会事務局（監査委員事務局）	☎ 784 － 3115

湯沢町まちづくり基本条例（平成23年条例第1号）

わたしたち湯沢町民が生き生きと誇りを持ちながら生活でき、豊かな自然と調和した安全で安心できる生活環境と、安定した経済基盤の確立した町の形成を目指し、町民と行政がそれぞれの役割、責任、負担を明確化し、お互いがパートナーシップの関係を築きながら、知恵と工夫で町民参加の協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、湯沢町のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの主体者である、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責任、負担を明らかにし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、人と自然とが共生できる町民参加のまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）町　自治体としての湯沢町をいう。

（2）町民　町内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は町内に事業所等を置く事業者をいう。

（3）マンション所有者等　町外に住み、町内にマンション若しくは別荘等を所有する人で、湯沢町において町民との交流、地域活動に参加する人をいう。

（4）まちづくり　公共の福祉を増進し、町民の幸福を実現するために行われる町政及び全ての公益的な取り組みをいう。

（5）協働　町民と町がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完、協力することをいう。

（最高規範性）

第3条　この条例は、町が定める最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃にあたって、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

（まちづくりの基本理念）

第4条　まちづくりは、湯沢町町民憲章に掲げる「愛情あふれるまち」、「活力みなぎるまち」、「誰もが訪れたいまち」を基本理念とする。

2　町民及び町は、前項に規定する基本理念に基づき次の各号に掲げるものを遵守し、まちづくりを推進しなければならない。

（1）町民は、町民自治を実現するために自ら学び、町民の権利を行使し、まちづくりに積極的に参加するよう努めること。

（2）町は、町民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たし、まちづくりに関する情報（以下「情報」という。）を提供すること。

（3）町は、町民の参加の意欲を高めるよう啓発に努めるとともに、まちづくりのそれぞれの過程で、町民の参画の機会を保障すること。

（4）関係自治体、県及び国との役割分担を明確にするとともに、町民、マンション所有者等及び町はそれぞれ相互の信頼関係を基調として協働・協力によるまちづくりを進めること。

（5）町は、時代のニーズに適応した政策形成を図るために、総合計画、財政運営及び行政評価等の政策活動に必要な制度の確立及び運用の原則を明らかにすること。

（6）町は、町民にわかりやすい簡素で効率的な行政組織を編成するとともに、町職員の政策形成能力の育成・向上に努めること。

第2章　情報の公開と共有

（情報を知る権利）

第5条　町の保有する情報は町民の財産であり、町民はそれを知る権利を有する。

（情報の提供）

第6条　町は、町が保有する情報を町民にわかりやすく提供するとともに、町民が迅速かつ容易に取得できるよう整理し、保存しなければならない。

2　町は、提供した情報に対する町民からの意見、提言をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

3　町民は、提供された情報を積極的にまちづくりに生かさなければならない。

（説明・応答責任）

第7条　町は、町政運営にあたって、公正の確保と透明性の向上を図るために、町民にわかりやすく説明する責務を有する。

2　町は、町政運営に関する町民の質問等に対し、誠実に応答する責務を有する。

第3章　町民参加の推進

（町民参加の権利）

第8条　町民は、まちづくりの主体であり、何人も自由・平等な立場でまちづくりに参加する権利を有する。

2　町民のまちづくり活動への参加に関しては、自主性や自立性が尊重されるものであり、何人からも不当な関与や不利益を受けない。

（参加機会の保障）

第9条　町は、町民参加によるまちづくりを推進しなければならない。

2　町は、案件ごとに町民参加の仕組みを明らかにし、町民が参加しやすい環境を整備しなければならない。

3　町は、審議会等の委員の選任にあたっては、公募の委員を加えるように努める。

（町民投票制度）

第10条　町は、まちづくりに関る重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票制度を設けることができる。

2　前項の場合において、町長は町民の適切な判断に資するよう、投票に係る事案についての情報を提供しなければならない。

（町民投票の条例化）

第11条　町民投票に参加できるものの資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2　前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第4章　連帯と協力

（コミュニティ）

第12条　コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基盤に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

2　町民は、まちづくりの重要な担い手となり得るコミュニティの役割を尊重するとともに、守り育てるよう努めるものとする。

3　町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、コミュニティに関る施策を推進し、必要に応じて支援することができる。

（町外の人々との連携）

第13条　町民は、福祉、環境、経済、観光、教育、文化、学術、芸術、スポーツ等のさまざまな分野に関する組織を通じて、町外の人々と連携・協力するとともに、町外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するように努めなければならない。

（国及び関係する自治体等との連携）

第14条　町は、まちづくりを進めるにあたり、国及び関係自治体等との連携・協力に努めなければならない。

（国及び県への意見・提案）

第15条　町は、国及び県と対等・協力の関係にあることを踏まえて、自らの公共課題の解決を図るとともに、町の自主的、自立的発展のために、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見・提案を積極的に行うものとする。

（国際交流活動）
第16条　町民、町及び議会は、国際社会における自治体の責任と役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的な交流・連携に努めるものとする。

第5章　行政の政策活動

（総合計画）
第17条　町は、町の将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を広く町民参画のもとに策定しなければならない。
2　総合計画は、行政評価や財政状況を踏まえ策定しなければならない。
3　総合計画において実施する施策は、町民にわかりやすく公表しなければならない。
4　総合計画以外に特定の政策分野における基本的方向を明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との整合性を図るものとする。

（財政運営等）
第18条　町は、財政運営にあたって、常に健全財政を旨とし、最小の経費で最大の効果をあげるように努めなければならない。
2　町の予算は、財政状況を勘案し、町民の意向を踏まえて編成しなければならない。
3　町は、毎年、収支や財産、負債などを含む財政状況を公表しなければならない。
4　町は、町民負担のあり方や町有財産の活用等の検討とともに、町の自立的な財政基盤の強化に努めなければならない。

（行政評価）
第19条　町は、行財政運営を効果的、効率的に行うとともに、透明性を高め、説明責任を果たすため、行政評価を実施しなければならない。
2　町は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施することとし、その結果を公表するとともに、まちづくりに反映させるものとする。
3　行政評価の手続きについては、別に定める。

（行政手続）
第20条　町は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政指導、届出等に関する手続きを適正に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めなければならない。

（パブリックコメント）
第21条　町は、基本的な計画、重要な条例等を策定しようとするときは、当該計画、条例等の案をあらかじめ公表し、広く町民の意見を聴く手続きをとらなければならない。
2　町は、前項の手続きにより提出された町民の意見を考慮し意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

（個人情報保護）
第22条　町は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければならない。

第6章　行政組織

（行政組織の編成）
第23条　行政組織は、町民にわかりやすいものであると同時に、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう編成しなければならない。
2　町は、職員定数の適正化計画を定め、効果的、効率的な行政運営に努めなければならない。

（危機管理）
第24条　町は、災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために、町民、関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めなければならない。

（環境支援）
第25条　町は、時代の変化により生ずる政策課題を解決するため、職員の政策形成能力の育成向上を図る研修の充実に努めなければならない。
2　町は、職員が町民とともにまちづくりに参画する環境の整備に努めなければならない。

（出資団体等）
第26条　町は、出資や補助、事務事業の委託または職員を派遣している団体に対し、必要に応じて、当該団体の運営体制等に関する情報の開示を求めることができる。
2　前項の場合において、当該団体は町に協力しなければならない。

第7章　議会の役割

（議会の役割と責務）
第27条　議会は、広い視野に立ってまちづくりの課題を明らかにし、自由に議論をするよう努めなければならない。
2　議会は、町民を代表して最終的意志を決定する議決機関として、町民の意思が町政の運営に反映するよう活動しなければならない。
3　議会は、町民のニーズに対応した政策立案に積極的に努めなければならない。
4　議会は、町の事務事業が公平・効率的に執行されているかどうか、町民の立場に立って監視し、けん制しなければならない。

（町民に開かれた議会）
第28条　議会は、十分な討論により町政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。
2　議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、広く町民の声を聴く機会を設けるものとする。

第8章　町民、町長、議員及び職員の責務

（町民の責務）
第29条　町民は、まちづくりの主体であることを認識し、互いに協力・助け合いながら、まちづくりの基本理念に基づき、町との協働のまちづくりを進め、町の発展に寄与するよう努めなければならない。
2　町民は、まちづくりに参加するにあたって、自らの発言と行動に責任をもたなければならない。
3　事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、良好な地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（町長の責務）
第30条　町長は、まちづくりの基本理念を遵守し、町民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、町民の負託に応えなければならない。

（議員の責務）
第31条　議員は、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、町民と連携し、かつ、町長等の行政機関と緊張関係を維持して、不断に議会改革を推進しなければならない。

（職員の責務）
第32条　職員は、その職責が町民の信託に由来することを自覚し、この条例に定めるまちづくりの基本理念及びこれに基づいて創設される制度を遵守して職務を遂行しなければならない。
2　職員は、まちづくりを推進するため、その活動に積極的に参画するよう努めなければならない。
3　職員は、まちづくりの課題を解決するため、必要な知識、技能の習得に努めなければならない。

第9章　検討及び見直し

（条例の検討及び見直し）
第33条　町は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。
2　町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及び諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附　則
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

「わたしたちのねがい」
―湯沢町町民憲章―

湯沢町

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
きよらかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高い町をつくりましょう。

発行にあたり

町民の皆様には、日頃からまちづくりに対して、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

町の１年間の事業計画である予算について、わかりやすくお知らせするため今年度も「湯沢町の予算～平成 26 年度予算のしくみと主な事業～」を作成いたしました。

町のお金や情報は町民のものであり、行政にはその内容について説明する責任があります。この冊子は、予算の内容をまちづくりの指針である湯沢町総合計画の基本政策に沿った形で公表することにより、町民の皆様に町政に対する理解を深めていただくことを目的として、平成 23 年度から作成しているものです。

町政運営にあたっては、私が町長就任にあたり政策集として町民の皆様にお示しした「開花八策」についても、町民の皆様の希望が大きく花開くよう実現に向けて全力で取り組んでまいります。

４月からは統合文教施設の新校舎で小中学校の授業が始まりました。これからの時代を担う子どもたちに町のすばらしさを受け継ぎ、湯沢町に暮らすことを誇りに思える明るく活気ある町となるよう、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていきましょう。

平成 26 年 5 月　　湯沢町長　田村正幸

■発行・編集／湯沢町役場総務課　〒949－6192　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地　☎ 025-784-3451　ホームページアドレス　http://www.town.yuzawa.niigata.jp/